

静岡市規則第 25 号

静岡市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 8 年 3 月 19 日

静岡市長

難波 喬 司

静岡市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

静岡市児童福祉法等施行細則（平成15年静岡市規則第110号）の一部を次のように改正する。

第9条の11を次のように改める。

第9条の11 削除

第9条の13の見出しを「(指定障害児通所支援事業の再開等の届出書)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第9条の15中「告示すること」を「インターネットの利用その他の適切な方法」に改め、同条第1号中「事業所」を「事業者」に改める。

様式第8号の16を次のように改める。

様式第8号の16 削除

様式第8号の18を次のように改める。

様式第8号の18 削除

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。